

添付法令資料 3 :

商業銀行による資本参加活動に関する2022年11月1日付インドネシア共和国
金融サービス庁規則No. 22 (目次)
同月 2 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	資本参加活動
第 1 節	通則 (第 4 条ないし第 8 条)
第 2 節	資本参加の限度超過 (第 9 条)
第 3 節	資本参加における禁止事項 (第 10 条)
第 4 節	内部統制の方針、手続及びシステム (第 11 条ないし第 13 条)
第 3 章	資本参加活動の許可申請メカニズム
第 1 節	資本参加計画 (第 14 条)
第 2 節	資本参加活動の許可申請 (第 15 条ないし第 21 条)
第 4 章	売却
第 1 節	銀行により行われなければならない売却 (第 22 条及び第 23 条)
第 2 節	銀行のイニシアチブによる売却 (第 24 条ないし第 27 条)
第 5 章	一時的な資本参加 (第 28 条及び第 29 条)
第 6 章	報告 (第 30 条ないし第 35 条)
第 7 章	銀行の子会社による資本参加 (第 36 条ないし第 38 条)
第 8 章	監督措置 (第 39 条)
第 9 章	経過規定 (第 40 条)
第 10 章	終則 (第 41 条及び第 42 条)